

こども・女性・障害者支援センターの概要

1. こども・女性・障害者支援センターの沿革

「こども・女性・障害者支援センター」は、特別な支援を必要としている、こどもや女性、そして障害のある方々に一元的に対応できる総合的な相談・支援機関として、平成19年4月に設置され、県の福祉保健行政の一翼を担っている。

「長崎こども・女性・障害者支援センター」は、長崎市内に設置していた「中央児童相談所」、「婦人相談所」、「長崎身体障害者更生相談所」、「長崎知的障害者更生相談所」と大村市内に設置していた「精神保健福祉センター」の5機関を統合。

「佐世保こども・女性・障害者支援センター」は、佐世保市内に設置していた「佐世保児童相談所」、「佐世保身体障害者更生相談所」、「佐世保知的障害者更生相談所」の3機関を統合し、配偶者暴力相談支援センターの機能を附置。

2. センターの支援内容

(1) こどもに関すること

児童虐待、心身の発達の遅れ、非行、不登校などの18歳未満のこどもに関する相談を受け付けている。市町にも相談窓口が設置されているが、センターでは専門的な知識や技術が必要とする事例に対応し、直接援助を行うほか、市町と連携しての支援も行っている。

(2) 女性に関すること

女性が抱えるさまざまな問題や男女を問わずDV被害者からの相談に対して、総合的な支援を行っている。電話や来所による相談の他、危険性、緊急性が高いと判断される場合は、安全確保のための支援を行っている。

(3) 障害のある方に関すること

障害のある方の相談に応じて総合的な支援を行っている。身体障害者手帳、療育手帳に関する相談のほかに、身体障害のある方へは、補装具や福祉制度の相談と、知的障害のある方へは、地域生活の相談支援等を行っている。

長崎こども・女性・障害者支援センターでは、精神保健福祉手帳に関する相談、精神障害のある方へは、医療、保健及び福祉に関する相談、また交通事故などによって脳が傷ついておこる障害（高次脳機能障害）のある方への支援も行っている。

(4) こころの健康相談

長崎こども・女性・障害者支援センターでは、日常生活やひきこもりでの悩み、家庭や職場などでの人間関係の悩み、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存に関する悩み、精神科の病気にに関する悩みなど、「こころ」に関する相談を電話及び面接により行っている。

3 相談窓口の管轄区域

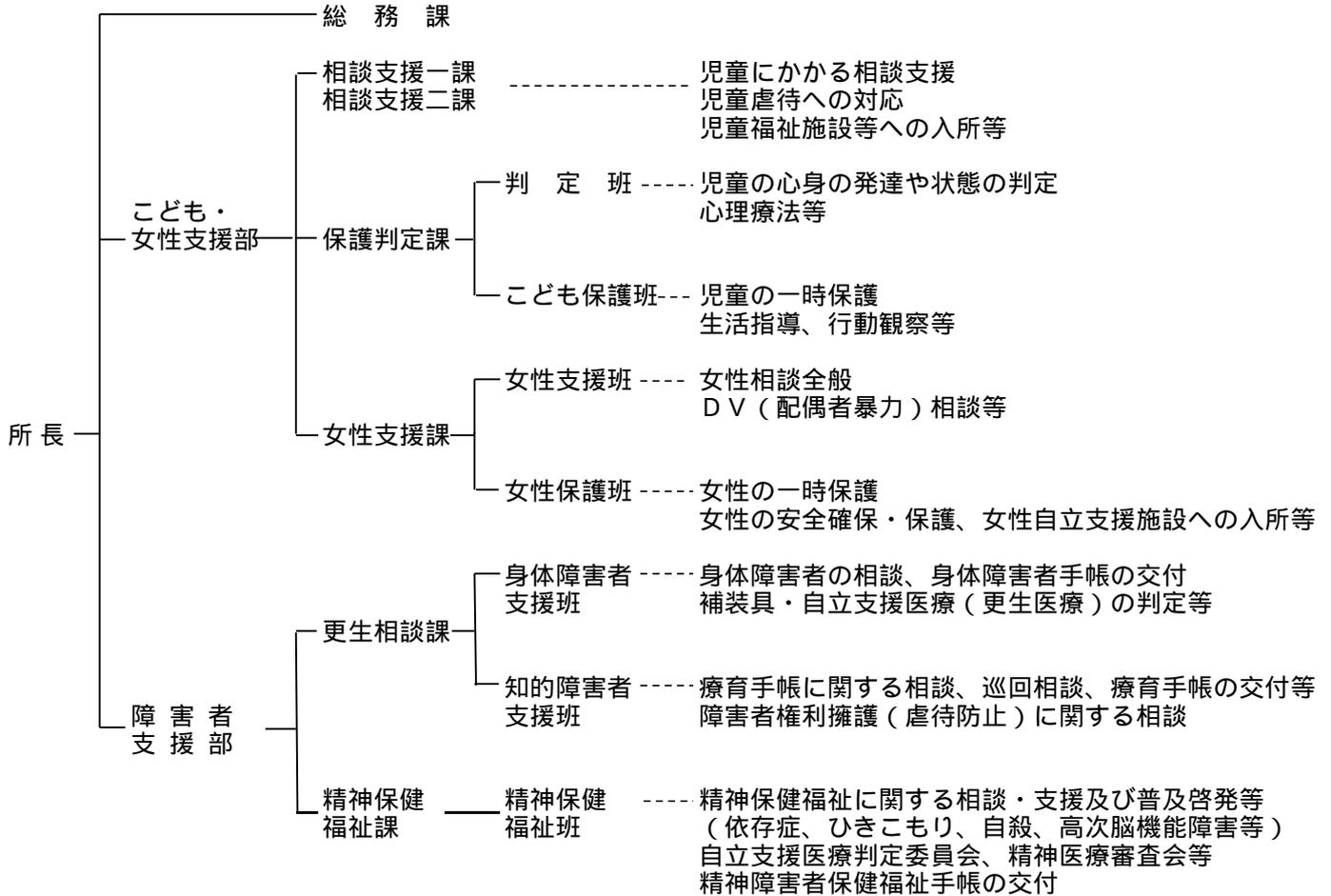
長崎子ども・女性・障害者支援センター……

佐世保子ども・女性・障害者支援センター……

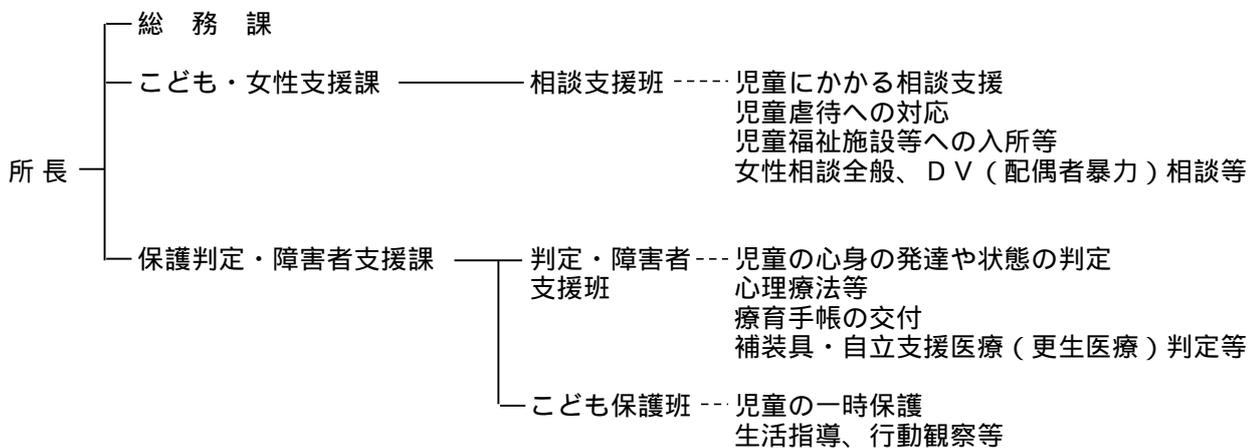
	「児童相談所部門 「子どもに関する相談」	「女性相談支援センター 「女性に関する相談」	「DV（配偶者暴力） 「女性に関する相談」	「配偶者暴力相談支援センター 「DV（配偶者暴力）に関する相談」	「知的障害者更生相談所部門 「知的障害者更生に関する相談」	「身体障害者更生相談所部門 「身体障害者更生に関する相談」	「障害者権利擁護センター 「障害者権利擁護に関する相談」	「精神保健福祉センター 「精神障害に関する相談」	「心の健康相談」	「高次脳機能障害支援センター 「高次脳機能障害に関する相談」	「ひきこもり地域支援センター 「ひきこもりに関する相談」
長崎市											
島原市											
諫早市											
大村市											
五島市											
西海市											
雲仙市											
南島原市											
西彼杵郡長与町											
西彼杵郡時津町											
南松浦郡新上五島町											
佐世保市											
平戸市											
松浦市											
対馬市											
壱岐市											
東彼杵郡東彼杵町											
東彼杵郡川棚町											
東彼杵郡波佐見町											
北松浦郡小値賀町											
北松浦郡佐々町											

4. 組織

長崎こども・女性・障害者支援センター



佐世保こども・女性・障害者支援センター



5 職員数

長崎子ども・女性・障害者支援センター 注) []は兼務職員

R6.4.1 現在

所 次	総務課							こども・女性支援部																				計										
	課 長 (事)	係 長 (事)	事 務 (事)	技 師 (運)	任 用 事 務	計	部 長 (社)	相談支援一課					相談支援二課				保護判定課						女性支援課															
								課 長 (社)	専 門 幹 事 (社)	専 門 幹 事 (社)	係 長 (社)	児 童 福 祉 司	任 用 電 話 相 談 員	任 用 児 童 相 談 協 力 員	課 長 (社)	専 門 幹 事 (社)	係 長 (社)	児 童 福 祉 司	任 用 里 親 支 援 員	判定班			こども保護班			課 長 (社)	女性支援班		女性保護班									
																				専 門 幹 事 (社)	係 長 (社)	児 童 心 理 司	任 用 心 理 判 定 員	嘱 託 医	専 門 幹 事 (社)		係 長 (事)		児 童 指 導 員	係 長 (保)	任 用 心 理 療 法 担 当 職 員	宿 日 直 業 務 員	係 長 (社)	任 用 女 性 相 談 支 援 員	専 門 幹 事 (事)	相 談 支 援 員 (社)	任 用 心 理 支 援 員	保 育 士
1	1	[1]	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	3	1	1	1	7	[1]	0	8	1	1	2	1	1	1	1	4	2	91	

下段は児童福祉司任用有資格者数

部 次	障 害 者 支 援 部																			計	兼 務 保 健 所	長 崎 市 派 遣	所 属 計													
	更生相談課									精神保健福祉課																										
	身体障害者支援班					知的障害者支援班				精神保健福祉班																										
	課 長 (社)	専 門 幹 事 (理)	係 長 (保)	事 務 (保)	身 体 障 害 者 福 祉 司 (社)	係 長 (言)	作 業 療 法 士	任 用 事 務	嘱 託 医	専 門 幹 事 (社)	係 長 (社)	知 的 障 害 者 福 祉 司	専 門 幹 事 (心 理 判 定 員)	係 長 (心 理 判 定 員)	心 理 判 定 員	任 用 心 理 判 定 員	嘱 託 医	課 長 (作)	専 門 幹 事 (社)					係 長 (社)	係 長 (理)	係 長 (言)	係 長 (保)	社 会 福 祉 保 健 師	保 健 師	事 務	作 業 療 法 士	任 用 事 務	依 存 症 専 門 相 談 員	電 話 相 談 員		
1	1	1	1	1	[1]	[1]	3	10	1	1	1	[1]	[1]	[10]	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	3	1	2	44	[14]	1	144	

()内は職種の略

- 事 = 一般事務
- 社 = 社会福祉
- 医 = 医師
- 警 = 警部
- 保 = 保健師
- 理 = 理学療法士
- 作 = 作業療法士
- 言 = 言語聴覚士
- 運 = 運転士
- SVはスーパーバイザーの略

会計年度任用職員及び嘱託 54名

佐世保子ども・女性・障害者支援センター 注) []は兼務職員

R6.4.1現在

所 長 (社)	次 長 (事)	総務課				計
		課 長 (事)	事 務	技 師 (運)	任用	
					事 務	
1	1	[1]	1	1	1	5

子ども・女性支援課											計
課 長 (社)	相談支援班										
	専 門 幹 事 (社) SV	係 長 (社) SV	係 長 SV 以外	児 童 福 祉 司	女 性 相 談 ケ ア ス ワ ー カ ー	任用					
						児 童 相 談 協 力 員	里 親 支 援 員	確 認 業 務 員	児 童 虐 待 安 全	女 性 相 談 支 援 員	
1	2	1	1	11	1	1	1	1	1	1	22
1	1	1	0	8	1						

下段は児童福祉司任用有資格者数

保護判定・障害者支援課													計	兼 務 保 健 所	所 属 計
課 長 (社)	判定・障害者支援班					子ども保護班				係 長 (保)					
	係 長 (社)	係 長 (理)	児 童 心 理 司	任用		嘱 託 医	専 門 幹 事 (社)	係 長 (事)	児 童 指 導 員		任用				
				事 務	知 的 障 害 者 判 定 事 務 員					心 理 療 法 担 当 職 員	宿 日 直 業 務 員				
1	2	1	4	1	1	[7]	1	2	5	1	9	[1]	28	[10]	55

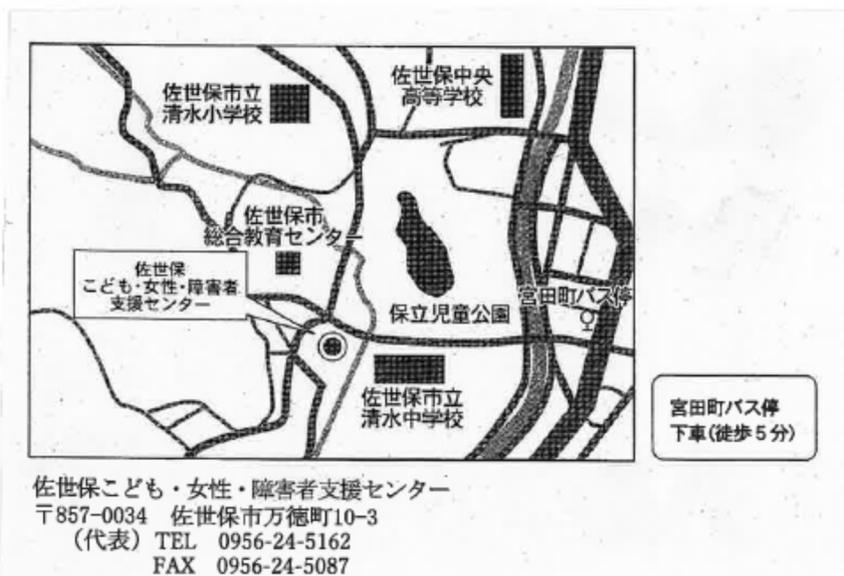
は会計年度任用職員及び嘱託 25名

6 所在地



長崎こども・女性・障害者支援センター

〒852-8114
 長崎県長崎市橋口町10番22号
 TEL(095)844-5132
 FAX(095)844-1849



佐世保こども・女性・障害者支援センター
 〒857-0034 佐世保市万徳町10-3
 (代表) TEL 0956-24-5162
 FAX 0956-24-5087

(2) 沿革

中央児童相談所・長崎知的障害者更生相談所		女性相談支援センター		長崎身体障害者更生相談所		精神保健福祉センター	
昭和 23.11	長崎市梅香崎町、済生会病院の一部を借用して中央児童相談所を発足	昭和 32. 4. 1 32. 7.27 32,12.10 33. 5. 7 33. 7.10	「売春防止法」施行 「長崎県婦人相談所の名称位置及び管轄区域を定める条例」施行 「長崎県婦人相談所」を長崎市東中町40番地（長崎県社会福祉協議会内）に開設 長崎市立山町旧県庁舎内に移転 長崎市東中町40番地の新庁舎に移転 「長崎県婦人保護施設設置条例」公布	昭和 27. 2	昭和26年長崎県条例第55号により、県下全域を管轄として長崎県身体障害者更生相談所を長崎市中川町128番地に設置発足	昭和 40. 6.30 44.10. 1 54. 4. 1 59. 4. 1 63. 7. 1 7. 7. 1 9. 4. 1 14. 4. 1	精神衛生法の改正に伴い、精神衛生センター設置が規程される 長崎県精神衛生センターを諫早市栄田町26-49に設置（専任職員3名・所長兼任） 所長が専任となる 精神衛生相談専用の「こころの電話」設置 精神保健法に改正、「精神保健センター」に改称 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改正、「精神保健福祉センター」に改称 大村市西三城町12（旧大村保健所）へ移転 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、業務拡充 法32条通院医療費受給者証の交付 法45条の精神障害者保健福祉手帳の交付 精神医療審査会業務
24. 8	同上隣接地に庁舎新築			28. 7	長崎身体障害者更生相談所を長崎市中川町128番地に設置発足		
28. 7	長崎市橋口町21番22号に庁舎新築移転			35.10	長崎精神薄弱者更生相談所を併設発足		
37. 4	2係1室制施行 (庶務係、相談判定係、児童福祉司室)			41. 4	長崎市中川町128番地に移転 長崎精神薄弱者更生相談所を中央児童相談所に移転併設		
39. 4	組織改正3課制 (庶務課、相談調査課、判定指導課)			48. 4	佐世保身体障害者更生相談所の設置に伴い名称を長崎身体障害者更生指導所と変更し管轄区域を改正		
41. 4	長崎精神薄弱者更生相談所を所内に移転併設			56. 9	長崎市茂里町3番24号に新築移転		
43. 4	組織改正2課4係制 総務指導課 総務係、指導係 相談判定課 相談係、判定係			平成 10. 4	身体障害者手帳交付事務が県障害福祉課より移管		
46. 5	庁舎全面改築竣工			18. 4	身体障害者更生指導所の廃止に伴い視覚障害者生活訓練を長崎身体障害者更生相談所に業務移管 地域支援強化のスタッフを配置		
58. 5	テレホン相談開設			平成 19.4	「長崎こども・女性・障害者支援センター」に統合、長崎市橋口町10-22に庁舎新築移転		
61. 4	組織改正2課3係1班制 総務保護課 総務係、保護係 相談判定課 相談指導班、判定係			平成 13.10.13	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行		
平成 6. 4	組織改正2課1係3班制 総務保護課 総務係、保護班 相談判定課 相談指導班、判定班	14. 4. 1	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)機能を指定				
11. 4	精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に名称変更						
平成 19.4							
19.7.1	障害者支援部更生相談課に「長崎県高次脳機能障害支援センター」を設置						
22.4.1	組織改正 2部6課制(総務課、こども・女性支援部(相談支援課、保護判定課、女性支援課(新設))、障害者支援部(更生相談課、精神保健福祉課))						
23.4.1	組織改正 障害者支援部 更生相談課(身体障害者支援班、知的障害者支援班)・精神保健福祉課(精神保健福祉班、高次脳機能障害者支援班)						
25.4.1	障害者支援部 更生相談課に「障害者権利擁護センター」を、精神保健福祉課に「ひきこもり地域支援センター」を設置						
31.4.1	組織改正 障害者支援部 精神保健福祉課 精神保健福祉班(1班体制)						
令和 2.4.1	組織改正 こども・女性支援部 相談支援課を相談支援一課、相談支援二課に(2課体制)						
6.4.1	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行により「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に名称変更						

佐世保児童相談所		佐世保身体障害者更生相談所		佐世保知的障害者更生相談所	
昭和 23.11	佐世保市平瀬町、佐世保市役所の一室を借用して佐世保児童相談所を発足				
24. 5	同市平瀬町、長崎県佐世保出張所内に仮庁舎新築				
26. 2	同市上町に庁舎新築移転				
35.10	精神薄弱者更生相談所佐世保分室を所内に併設			昭和 35.10	佐世保児童相談所内（佐世保市上町）に長崎県精神薄弱者更生相談所佐世保分室を開設
37. 4	2係1室制施行 （庶務係、相談判定係、児童福祉司室）				
39. 4	組織改正3課制 （庶務課、相談調査課、判定指導課）				
41. 4	精神薄弱者更生相談所佐世保分室を佐世保精神薄弱者更生相談所として独立させ所内に併設			41. 4	同上分室が長崎県佐世保精神薄弱者更生相談所として分離独立
43. 4	組織改正2課4係制 総務指導課 総務係、指導係 相談判定課 相談係、判定係				
48. 4	佐世保市万徳町10-3に新庁舎竣工移転	昭和 48. 4	長崎県身体障害者更生指導所より分離独立し、佐世保児童相談所の新庁舎竣工移転に合わせ、同児童相談所内（佐世保市万徳町10番3号）に佐世保身体障害者更生相談所を設置発足	48. 4	佐世保市万徳町に長崎県佐世保児童相談所・身体障害者更生相談所とともに新庁舎竣工移転
48. 6	佐世保身体障害者更生相談所を長崎より独立して所内に併設				
58. 5	テレホン相談開設	48. 6	業務開始		
61. 4	組織改正2課3係1班制 総務保護課 総務係、保護係 相談判定課 相談指導班、判定係				
平成 6. 4	組織改正2課1係3班制 総務保護課 総務係、保護班 相談判定課 相談指導班、判定班	平成 10. 4	身体障害者手帳交付事務が県障害福祉課より移管	平成 11. 4	佐世保精神薄弱者更生相談所を佐世保知的障害者更生相談所に名称変更
平成19.4	佐世保こども・女性・障害者支援センターに統合				
21.4.1	組織改正4課制（総務課、こども・女性支援課（相談支援班）、こども保護判定課（判定班 こども保護班）、障害者支援課）				
令和 4.4.1	組織改正3課制（総務課、こども・女性支援課（相談支援班）、保護判定・障害者支援課（判定・障害者支援班 こども保護班））				
令和 5.5	敷地内に新庁舎竣工				